

第87期 決算公告

平成19年6月27日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行
取締役頭取 堰 八 義 博

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	110,593	預金	3,517,214
現金	58,529	当座預金	208,556
預け	52,063	普通預金	1,610,530
コーポレート	110,000	貯蓄預金	60,013
債券貸借取引支払保証金	21,785	通知預金	14,309
買入金銭債権	0	定期預金	1,585,158
商品有価証券	3,203	定期積金	9,727
商品国債	1,970	その他の預金	28,919
商品地方債	1,232	譲渡性預金	24,102
金銭の信託	12,514	債券貸借取引受入担保金	28,896
有価証券	850,659	借入金	85,900
国債	446,645	借入	85,900
地方債	52,108	外国為替	37
社債	210,714	外国他店預り	23
株	70,250	売渡外国為替	12
その他の証券	70,939	未払外国為替	1
貸出	2,692,922	その他の負債	34,923
割引手形貸付	37,581	未決済為替借	14
手形貸付	268,967	未払法人税等	248
証書貸付	1,990,526	未払費用	4,658
当座貸越	395,847	前受収益	2,487
外国為替	5,687	給付補てん備	3
外国他店預け	4,937	金融派生商品	14,314
買入外国為替	34	その他の負債	13,196
取立外国為替	714	退職給付引当	10,785
その他の資産	46,883	支払承諾	30,269
未決済為替	43	負債の部合計	3,732,130
前払費用	122	(純資産の部)	
未収収益	5,122	資本	93,524
先物取引差入証拠金	51	資本剰余金	16,795
金融派生商品	14,847	資本準備金	16,795
その他の資産	26,697	利益剰余金	42,942
有形固定資産	25,747	利益準備金	2,648
建物	9,826	その他利益剰余金	40,294
土地	13,982	繰越利益剰余金	40,294
その他の有形固定資産	1,938	株主資本合計	153,261
無形固定資産	2,791	その他有価証券評価差額金	10,732
ソフトウェア	2,423	繰延ヘッジ損益	3
その他の無形固定資産	368	評価・換算差額等合計	10,735
繰延税金資産	27,144		
支払承諾見返	30,269		
貸倒引当金	△44,074	純資産の部合計	163,997
資産の部合計	3,896,127	負債及び純資産の部合計	3,896,127

損益計算書〔平成18年 4月 1日から
平成19年 3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		88,427
資金運用収益	64,455	
貸出金利	53,661	
有価証券利息	9,404	
コールローン利息	121	
買現先利	132	
債券借取引受入利息	6	
預け金の利息	0	
その他の受入利息	1,128	
役務取引等収益	18,478	
受入為替手数料	5,999	
その他の役員収益	12,479	
その他の業務収益	3,082	
外国為替売買益	1,506	
商品有価証券売買益	52	
国債等債券売却益	384	
金融派生商品収益	1,129	
その他の業務収益	10	
その他の経常収益	2,410	
株式等売却益	214	
金銭の信託運用益	77	
その他の経常収益	2,118	
経常費用		56,480
資金調達費用	5,130	
預金利息	4,447	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息	6	
債券借取引支払利息	25	
売渡手形利息	1	
借入金利息	605	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	5,810	
支払為替手数料	1,031	
その他の役員費用	4,778	
その他の業務費用	2,254	
国債等債券売却損	2,254	
営業経常費用	37,914	
その他の経常費用	5,371	
貸倒引当金繰入額	3,622	
株式等売却損	204	
株式等償却費用	285	
その他の経常費用	1,258	
経常利益		31,947
特別利益		33
固定資産処分益	11	
償却債権取立益	21	
特別損失		302
固定資産処分損失	286	
減損損失	16	
税引前当期純利益		31,678
法人税、住民税及び事業税		64
法人税等調整額		10,896
当期純利益		20,717

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. 及び3. と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：6年～50年
動産：3年～20年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,161百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出

金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

15. 関係会社の株式（及び出資）総額（親会社株式を除く） 4,171百万円

16. 関係会社に対する金銭債権総額 25百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 58,041百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 32,511百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,063百万円

20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額	動産	2,842 百万円
	その他	841 百万円
	合計	3,683 百万円

(2) 減価償却累計額相当額	動産	788 百万円
	その他	378 百万円
	合計	1,167 百万円

(3) 期末残高相当額	動産	2,053 百万円
	その他	462 百万円
	合計	2,516 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(4) 未経過リース料 期末残高相当額	1年内	587 百万円
	1年超	1,929 百万円
	合計	2,516 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- (5) 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	427 百万円
減価償却費相当額	427 百万円

- (6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,012百万円、延滞債権額は82,097百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,953百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,063百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,616百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 95,601百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,647百万円

債券貸借取引受入担保金 28,896百万円

借入金 29,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,230百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,452百万円であります。

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は32,977百万円であります。

29. 1株当たりの純資産額 174円30銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円1銭増加しております。

30. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一種優先株式 1株につき37円50銭

第二種優先株式 1株につき50円

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下34.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3,203	6

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	11,837	11,966	129	142	13
地方債	10,963	10,966	3	6	3
社債	57,746	57,728	△17	70	88
その他	18,973	18,625	△347	17	365
合計	99,521	99,288	△233	237	470

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	34,193	62,485	28,292	29,643	1,351
債券	608,709	594,943	△13,765	407	14,173
国債	447,607	434,807	△12,799	52	12,852
地方債	41,497	41,144	△352	82	434
社債	119,604	118,990	△613	272	886
その他	50,755	51,962	1,206	1,907	701
合計	693,657	709,391	15,733	31,958	16,225

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 5,011 百万円を差し引いた額 10,722 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	161,465	599	2,458

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	33,977
子会社・子法人等株式及び関連法人等 株式 子会社株式	2,434
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券	5,332 0

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内(百万円)	5年超10年 以内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	49,344	301,805	189,763	168,555
国債	16,061	130,995	132,394	167,193
地方債	2,948	32,466	16,694	-
社債	30,334	138,343	40,674	1,362
その他	530	13,367	39,453	780
合計	49,874	315,172	229,217	169,336

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価 差額(百万円)
運用目的の金銭の 信託	4,997	56

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭 の信託	7,500	7,517	17	29	11

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7百万円を差し引いた額10百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

36. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは21,713百万円であります。
37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は908,810百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが883,995百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	18,838 百万円
繰越欠損金	10,676
退職給付引当金	4,356
有価証券評価損否認額	1,871
減価償却損金算入限度超過額	936
その他	1,142
繰延税金資産小計	<u>37,821</u>
評価性引当額	<u>△ 5,485</u>
繰延税金資産合計	32,335
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	5,018
その他	<u>173</u>
繰延税金負債合計	5,191
繰延税金資産の純額	27,144 百万円

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は163,994百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

40. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

41. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.91%であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	一百万円
役務取引等に係る収益総額	90百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	13百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円
- 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	653百万円
役務取引等に係る費用総額	486百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	895百万円
その他の取引に係る費用総額	一百万円
3. 1株当たり当期純利益金額 55円34銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 38円28銭
5. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。
6. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社 ほくほくフ ィナンシャル グループ	銀行持株 会社	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任	借入	16,500	借入金	42,500
					借入金利息	587	未払費用	36

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金のうち26,000百万円は、劣後特約付の借入金で返済条件は期間10年、期日一括返済であります。また、金利は親会社の調達コストに基づいて、決定しております。それ以外については、劣後特約のない借入金で返済条件は期間2年、期日一括返済であります。金利は市場金利を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	居林 彬	当行 監査役 北海道建物 株式会社 代表取締役 社長	—	—	融資取引	—	貸出金	5,209
					貸出金利息	155	前受収益	1
							未収収益	4
賃借料	259	—	—					

(注) 1. 当行監査役居林彬が北海道建物株式会社の代表者として行った取引であります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 融資取引及び貸出金利息取引につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 賃借料につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	道銀カード株式会社	クレジット カード業務 信用保証業 務	所有 直接 100.0	役員の兼任	債務保証 (注1)	807,238	—	—
					代位弁済 (注2)	2,837	—	—

(注) 1. 道銀カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っております。

2. 上記債務保証に関連して、各種ローン債務者が債務弁済の履行が困難になった場合には、道銀カード株式会社との契約に従い、同社から代位弁済を受けております。

代位弁済の履行条件については、他の保証会社の事例等を参考にして、両者協議の上決定しております。